

総務文教常任委員会記録

令和5年3月20日

【開催日】 令和5年3月20日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前11時～午前11時39分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	前 田 浩 司

【欠席委員】

委員	古 豊 和 恵		
----	---------	--	--

【委員外出席議員等】

副議長	中 村 博 行		
-----	---------	--	--

【参考人】

参考人	池 田 容 子	参考人	馬 渡 升 太
-----	---------	-----	---------

【事務局出席者】

事務局長	河 口 修 司	庶務調査課係長	田 中 洋 子
------	---------	---------	---------

【審査内容】

- 1 議案第19号 山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

午前11時 開会

長谷川知司委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。議案第19号山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査を行います。本日は参考人として、直前の自治基本条例の見直しを検討された山陽小野田市自治基本条例審議会の会長、山口東京理科大学の池田容子さんと、副会長、小野田青年会議所の馬渡升太さんの出席を得ております。まず、委員会を代表して参考人に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼

申し上げるとともに、本日は、率直な御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本議案について、参考人の方へ質疑を行わせていただきます。参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承願います。また、委員会の内容はインターネットで放送されておりますので、個人情報については発言を控えていただきますようお願いいたします。それではこれから審議に入ります。なお、審議に入る前に一言申し述べておきます。本日の委員である古豊委員が所用のため欠席であることをお伝えします。では質問内容を私のほうから読み上げさせていただきますので、それについてお答えしていただければ助かります。では1、前文において、「市、議会と協働してまちづくりを進めていく」を「市、議会と協創の考え方を共有しながらまちづくりを進めていく」と変更されたことは、市民が主体的に市や議会と協働してまちづくりを進めていくという市民の役割から、単に考え方を共有するだけの一般的な理念条例に変質したのかという質問がございますが、これについてお答えをお願いいたします。

池田容子参考人 自治基本条例が理念条例かどうかについては議論しておりません。したがって、理念条例に変質したかどうかについては回答を持ち合わせておりません。以上です。

長谷川知司委員長 よろしいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）では質問2、委員の「前文の中に、「協創の理念のもとで」を追加したらどうか」との意見に対して、市は、「条文を変更しても意味は変わらない」との説明があったと思われるが、どのように理解すればよいか、回答をお願いいたします。

池田容子参考人 御指摘の内容の意見はなかったものと認識しております。な

お、前文で委員から出た意見については、「協創の考え方を共有しながら」としているのを、「協創の考え方を共有し、協働して」としてはどうかという意見がありました。その意見に関しては、事務局から協創は協働を含む考え方であるため、協働を併記しない旨の説明があり、審議会委員からも疑義は出ておりません。以上です。

長谷川知司委員長 では質問3、「市民が主役」を「誰もが主役」に変更した理由は何かをお聞きいたします。これについてどのような意見が出たか。

池田容子参考人 現状のままでもいいのではないかといった意見もありましたし、変わったほうがいいという意見もありました。審議会の中では、それぞれの考え方からの意見交換がありましたが、最終的にはまちづくりにおける考え方が、市民だけではなく、団体、学校、企業、行政など、多様な担い手が主体的に行動し、協力してまちづくりを考える協創によるまちづくりの推進にある点に鑑み、「市民が主役」から、「誰もが主役」に変わることにについて、審議会の答申としてまとめています。ただし、本条例が、市の自治に関する規定であることを十分に留意し、自治に関することまで「誰もが主役」とならないよう配慮されたい旨を申し添えています。なぜならば、自治は、住民に限り認められた権利であるためです。以上です。

長谷川知司委員長 質問4、「市民が主役」を「誰もが主役」に変更したことにより、本条例の精神に影響があるかどうか、質疑があったかどうかお聞きします。

池田容子参考人 先ほどから申し上げておりますとおり、本条例が自治の基本理念を定めたものであったとき、自治の主体を「誰もが」とすることは、そもそもの意味合いを変えることになると思いますが、まちづくりに関する対象を変更することが条例の趣旨を変えてしまうものではないと考えます。多様な方々の参加を期待する中で、まちづくりを進めることを

表現したものが「誰もが主役」であると理解しております。委員からも「協創の考え方を取り入れる中で表現が変わることについては理解できる」との意見もありました。以上のことから、本条例の趣旨を損ねるものではないと考えます。以上です。

長谷川知司委員長 質問5、条例の改正により、「市民本位のまちづくり」が後退したのかどうかという質疑があったかどうかお聞きします。

池田容子参考人 この度の答申では、協創の考え方を踏まえる中で、まちづくりに関する表現について、「市民が主役」から「誰もが主役」に変えることを提言しています。まちづくりに関する表現です。これは、本市のまちづくりの基本的な考え方である協創の考え方を取り入れる中での変更であり、市民本位のまちづくりを否定するものでも、後退させていくものでもなく、市民本位のまちづくりを様々な方が参加して進めていくことを表現したものと理解しております。

長谷川知司委員長 では最後の質問になります。現条例の趣旨からすれば、現条例においては、市が実施する政策、施策等において、市民の説明責任や理解と同意が必要であるのか、また、改正条例についてはどうかという質疑があったかどうかをお聞きします。

池田容子参考人 御指摘の第16条については、この度の審議会において、改正の必要性があるといった意見は出ておりません。現条例と改正案で変わった点はありません。したがって、当審議会としては、従前の趣旨がそのまま引き継がれるものと理解しています。以上です。

長谷川知司委員長 以上、質問項目を事前に皆様からお聞きして、回答いただきました。皆様方から何かお聞きしたいことがあれば。

笹木慶之委員 それでは私からお尋ねいたします。今お聞きしておりますと、

2番、3番、4番、5番でお尋ねしたことです。これはそれぞれがリンクしておりますが、この自治基本条例の考え方の中で、市民のみが関係する部分と、それから、まちづくりに関係して「誰もが」という表現にしたところについては、かなり真剣に慎重に議論されたように伺いました。その辺りについて、何か言い漏らしたようなことはございませんか。私は非常によく理解できたんです。そして、最終的には何ら変わったところはないという締めくくりになったわけですけれども、言葉が変われば内容も変わるというようなところもあって、しかし、本来市民が担うべきものと、それから、まちづくりとして協働してという考え方があり、鮮明にしたんですが、何かその点で「ここについてもう少しこうだな」というのがあれば言ってください。なければ結構です。

池田容子参考人 御質問ありがとうございます。先ほど申し上げたとおりの意見でありまして、それ以上のものもそれ以下のものもございません。審議会ではこのようにまとめましたということをお伝えしたまでです。

笹木慶之委員 分かりました。ありがとうございました。

伊場勇委員 協創の理念、協創の考え方については、審議会の中でどのように説明されたのかというところが気になるところでございますが、審議会の委員の方々は、この協創の理念、考え方をしっかり共有した上で審議をされ、その結果の改正についても、その考えの下、答申に至ったというところの確認をさせてください。いかがですか。

池田容子参考人 御質問ありがとうございます。まずは、審議会が始まるに当たりまして、事務局のほうから協創と協働の違いというようなことを細かく説明いただきました。今まで対応されていた協働という概念を一步進めたもの、成果まで含めたものが協創というものというふうに、私たち委員が理解できますように、図なども用いて、事細かに説明されました。ですので、審議会の委員としましては協創という言葉の概念という

のはきっちり理解した上で話が進んでいると考えております。

長谷川知司委員長 ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
では、以上で質疑を終了いたします。参考人に一言お礼申し上げます。
本日はお忙しい中、本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対して心から感謝いたします。頂きました貴重な御意見等は、今後、本委員会での審査に十分生かしてまいりたいと思えます。本日は誠にありがとうございました。それではここで総務文教常任委員会を休憩いたします。暫時休憩です。

午前 11 時 14 分 休憩

(参考人退室)

午前 11 時 25 分 再開

長谷川知司委員長 では休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開いたします。先ほど参考人からの意見を聴き、また皆様方から質疑を受け付けました。それで元に戻りまして、議案第 19 山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について、皆様方から意見を受け付けます。自由討議ということでは結構です。

伊場勇委員 自治基本条例の改正については、執行部からも細かい資料の提示がございました。それに加えて、市民の方からの陳情書も出されたところであると認識しておりまして、この審議会を開催された時の経過や文言についても、こと細かく執行部にも聞きましたし、先ほど、参考人として、審議会の会長、副会長にもお越しいただきました。やはり私が一番気になっているのは、この協創の理念、考え方についても、審議会できちんと理解された上でこの答申がなされたかどうかというところが一番気になっておりましたが、その点については審議会の会長のほうからも、きちんと理解をした上、市の事務局の説明もしっかり受けた上で、この答申まで至ったというところを確認できましたので、しっかりとし

た審議が既にできているものと理解しております。以上です。

笹木慶之委員 私もほぼ同じ考え方ですが、あえて今、審議会の会長にこの審議の経過を聞いた中でしっかり議論されておるということも確認できましたが、さらに、やはりそれにおいての何かのものがあればということでお聞きしましたら、一定の曇りもない回答がございました。したがって、そのことの意味が確認できましたので、それはそれなりに考えていきたいというふうに思っております。以上です。

岡山明委員 審議会の会長、副会長のお話をお聞きしまして、協働と協創の違いの説明があったということで、その概念という部分を理解できたという話を聞きました。あと、「市民が主役」を「誰もが主役」ということで、趣旨を損ねるものではないと発言もされましたので、そういう意味で、今回のそういう参考人招致においての話を理解した上で、やはり今回の条例に関しては理解できると思います。

前田浩司委員 全委員と同じような考えになるんですけども、参考人の方からの、条文の見直しについてきめ細かく審議をされたいきさつも聞かさせていただいて、特に問題ないと感じております。以上です。

宮本政志副委員長 本市には様々な審議会があると思うんですけども、基本的には議会としては、その審議会が出す答申を尊重すべきところであるということは、理解しております。しかしながら、今回のこの議案に関しては、最も尊重すべき山陽小野田市自治基本条例の一部改正という議案でございましたので、例外として、参考人の方をお呼びして、先ほど質問と答弁ということでお聞きいたしました。私は、先ほどの説明で十分に理解できたということをお述べておきます。以上です。

長谷川知司委員長 皆様の意見をお聞きしますと、審議会では十分な審議がなされた結果というように、私も受け止めました。ほかには意見ございま

せんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、ここで質疑を終了いたします。討論ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）議案第19号山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成と認め、この条例は可決すべきものと決しました。以上で、議案第19号については終了いたします。ここで暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時35分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開いたします。審査内容2、閉会中の継続調査事項について、お手元の資料にあるとおり、これについて何か皆様方から意見はありますか。

岡山明委員 この中にきらら交流館絡みの関連項目が何かありますか。必要ないですかね。きらら交流館の分はどうかと思いますけど。

長谷川知司委員長 シティセールスに関すること。市有財産、いろいろ含まれます。（発言する者あり）きらら交流館という名称はないですけど、網羅されているという理解でいいですか。（発言する者あり）

岡山明委員 今回、施設としては、宿泊という状況が、今は教育委員会単独でしょうけど、今後、変わってきますよね。教育委員会のほうから、他に移るような状況が見受けられるんですけど、その辺が今後進める上でどうかと思ったんです。教育委員会だけの内容では、ちょっと外れてい

く可能性もあるかなと思うんですけど。

伊場勇委員　今は所管が教育委員会になっておりますが、このきらら交流館の整備計画の中では、企画部が主にこの事業の審査のときにも説明していただいたと思います。その中で、やはりシティセールスに関する事、観光に関する事、市有財産に関する事で、今までどおりの教育に関する事というところも全部含まれている部分の提案になっていると思います。今後もその進捗等々については、企画部が説明される部分であるというふうに考えれば、総務文教の担当としての今項目挙げるところに含まれるので、もし閉会中に何かあったときでも調査できるんじゃないかなというふうに私は受け取っております。

岡山明委員　そういう状況の中で、この定例会後、部局とかそういう体制も少し変わってくるんじゃないかと思っているんです。そういう意味で、今後調査する上で、今のこの状況で部局の変更にはあまり関係ないという解釈でいいですかね。

長谷川知司委員長　この中で、もう網羅されているということです。

岡山明委員　網羅されているということで理解していいですね。組織がどうか、現状では大して影響はないという解釈の下で、この項目でいいということですかね、そうすると。

宮本政志副委員長　岡山委員と伊場委員の議論を聞いていまして、この閉会中の調査事項はこの内容で全て含まれておりますから、これでいいと思います。

長谷川知司委員長　ほかにはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では閉会中の調査事項については、この表のとおり行うということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その他、皆様方から質疑ございません

か。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、これで総務文教常任委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

午前 11 時 39 分 散会

令和 5 年（2023 年）3 月 20 日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司